

四つ葉のクローバー

季刊 のたより No.13

進化させよう！

ハードエネルギー社会からソフトエネルギー社会へ

「原発を考える会・玉川学園」

2016年4月1日発行

ハードエネルギー社会:化石燃料や原発に依存し環境や持続性を損なう社会
ソフトエネルギー社会:省エネや太陽エネルギー等自然エネルギーに依存し、環境保全や後世に配慮する優しい持続社会

あれから5年！ 福島は今・・・

ご存知ですか？ 忘れてもいいことでしょうか？ 被災者たちは？ 子供は？
 大事なのは命より経済？ 未来より目先？

原発事故は終わっていない

第一原発の現状

1・2・3号機では未だ核燃料棒が全部で約1,500体取り出されておらず、県のホームページでは「ほぼ溶融」とも書かれている。汚染水は毎日400トン、タンクから漏れた水は海にも流出、今も毎時80万ベクレルの放射能を放出。また汚染土パックは山積み、ガレキのドラム缶は30万本にいたる。一日約18,000人の労働者が原発及び汚染地域で収束作業に従事しているが、被曝線量超過の人が相次いでいる。

原発被災者のくらしと再建

避難者は2015年で10万人を下ったが、将来への不安、地域間での差別、家族間での溝が深まる要素が多い。病人、自殺者が多いと訴える声も。また避難地域では地元の人との間に軋轢を生じさせる補償政策が問題になっている。

一方、避難指示が解除される地域(楢葉町、南相馬など)では、汚染に対する悲嘆の声が多く、帰還が非現実的だという意見も多い。

又、指示解除とともに「避難生活への賠償金(月10万)が18年3月で打ち切れ、「住宅無償提供」も廃止に。避難区域外でも「営業損害賠償・風評被害賠償」等も終了の予定。楢葉町では現段階の帰還者は5.7%、その内7割は70歳以上の人が中心。

豆情報・・・動植物の異変について

- 鳥類の数の減少【チェルノブイリの約2倍】
 - 千葉で週2回奇形魚があがる
 - ヤマトシジミ【奇形率34%】
 - アブラムシの一割が腹部が二つに
 - タンポポいたるところで奇形 etc.
- 【写真動画あり】 Naver.jp

健康被害と除染

除染については「絶対不可能」と専門家の小出裕章氏が断言。事故後の数値で驚くべきは小児甲状腺ガンの罹患率。2015年8月で127人が疑いをかけられ、その内104名が手術（内、2名が肺がんに移転）。これは2,362人に一人がかかる割合（通常では100万人に0～3人）。その他、子どもの代謝異常や高血圧が増加。又、収束作業員に白内障が1年で5倍の人数に増加。

これでもなお、再稼働の動きに賛成ですか？

電力の自由化で見直しの原発への優遇措置 その検討内容は？

四方山ばなしシリーズ No.13

藤井 石根

電力供給の安定性と効率性、温室効果ガスの非排出、低廉な発電コスト等の理由で政府は2014年4月、「原発は重要なベースロード電源、今後もこれを堅持する」との結論を出し、政府も電力業界も原発の再稼働に躍起になっています。しかし、**原発は事故がなくても実質的にはコストの高い電力で、事故が起これば国を挙げても対処できない代物で、「生活者の尊厳を根底から奪い国富の喪失を招くもの」**であることを福島事故は教えています。それでもなお再稼働を進める国、経済界、川内、伊方、高浜等の原発立地地域の人たちの現状認識は一体どうなっているのでしょうか。理解に苦しみます。

これまで電力会社が受けてきた経済的支援

これまで電力会社が原発を抱えていても経済的にやってこられた背景には、国の支援や特別な優遇策があったからです。電力事業の特定地域独占等の優遇措置の中でも最大の優遇策は「**総括原価方式**」です。これは事業に必要な燃料費、人件費、放射性廃棄物処理費等の多額の原発関連費用も含む**発電事業にかかわるすべての出費の3%を事業者の利益として認めるという方式**です。事業運営費用が多ければ多いほど、ここでは利益も増えるという仕組みです。言うなれば原発はいくら費用がかかろうともその分、儲けを増やしてくれる逆にありがたい存在なのです。地域独占事業なので電気料金を上げても客が減るわけでもありません。倒産等ありえないのです。こんなに恵まれた状況など滅多に存在しません。

原発事業に及ぶ電力自由化の影響

2013年4月に決められた「電力システムに関する改革方針」に基づいて**2016年4月、小売電力も全面的に自由化、2020年4月からは発送電も分離**されます。また電気料金に対する規制も廃止される予定です。消費者はいろいろな会社から電力購入ができるようになります。電力自由化の下では旧電力会社のみ「総括原価方式」を認めることはできません。電力の自由化はこれまで電力事業者が当たり前のように受けてきた便宜をすべて無効にしてしまいます。このような事業状況の変化は原発事業の継続に大打撃を与えることは必至です。

原発保持を目的に国が検討する新たな経済的優遇措置

六ヶ所村の核燃料再処理工場や高速増殖炉「もんじゅ」など原発を中心にした**原子力事業にはすでに「兆」単位の公的資金が費やされています**。それでも原発に固執する国は原発事業を継続させるための**新たな経済優遇策を目下策定中**なのです。**その第一は「原子力損害賠償に関する法律(原賠法)」の中に「原子力事業者の有限責任制度」を導入しよう**としていることです。現制度では非常時には事業者は無過失・無制限の賠償責任が課され、国には「事業者の賠償を援助し、被災者救助および危害の拡大防止のため必要な措置を講ずる」とされていました。もしこれが有限責任になれば、重大事故が起きても事業者は一定金額までの賠償責任さえ果たせばいいのです。しかも現制度下でさえも国は事業者に代わって全賠償責任を負うことにはなっていません。従って被害者は一定限度までしか救済されません。新しい措置の下では被害者は棄民化され、事業者は事故を起こしても倒産の危険は逃れるのです。

第二の策は、原発による電力だけに「価格補償」をする措置です。周知のように原発は実際には高く、電力安売り競争に到底耐えられないので、これは原発事業温存のための策に他なりません。**具体的には長期間、原発電力を固定価格で買い取る制度**です。使用済み核燃料や将来廃炉となる原子炉の処理費用などをも含んだ電気料金を「基本電力料金」、自由化後に一般に売買される電力料金を「市場電力料金」とします。そして、もし「基本電力料金」が「市場電力料金」より高い場合は、この制度で損失分を補います。短期間の「価格買取制度」の実例はすでに太陽光発電の普及・拡大のため実施されていますが、原発の場合は長期が予想されます。原発電力の購入者が多く見込めない以上、この穴埋め金の準備は一般の電力消費者への上乗せ金として徴収するか、税金からの補填が考えられます。上乗せ金についてはこれを送配電料金に載せる方法が有力です。原発からの電気を使わないのに上乗せ金を徴収されるのは理不尽と感じるかも知れませんが、**これまで原発を容認してきたつけを支払わされていると思うしかありません**。それにしてもこのつけ負担を「これ以上重くさせない！」ためにも**原発の再稼働は認められないのは当然**です。

〔明治大学名誉教授 当会顧問 玉川学園在住〕



講演中の牛山先生

「A2-B-C 自主上映&牛山先生講演会」報告

去る12月12日、玉川学園コミュニティーセンターで上記の映画と講演の会を開催しました。師走で忙しい時にもかかわらず90名もの参加を得、満杯の会場は熱気であふれました。「A2-B-C」(注)は、日本在住のアメリカ人監督イーアン・トーマス・アッシュ氏がとらえた福島で生きる親子のドキュメンタリー映画で、世界で数々の賞を受けています。(注：甲状腺にできたのう胞やしこりを判定した記号です)

後半の牛山元美先生(さがみ生協病院内科部長)は、二児の母親としての経験と医者としての深い見識をもとに、放射能の恐さをいろいろな資料を駆使して熱く語ってくださり、参加者は時間を忘れて聞き入りました。このような会をまた開いてほしいとの声も多く寄せられました。

参加者の声

…牛山先生のスピーチは多岐に渡る内容で、情熱のこもったお話に元気が出ました。… (Sさん)



初めてこちらの会の活動を知り、子を持つ親として大変考えさせられる時間となりました。涙なしには観られない映画でした。知ること、仲間を増やすこと、できることから進めていければと思います。今後もこのような活動を支援し、自分も加われる立場でいたいと強く思います。(Sさん)

シリア難民やパリのテロ事件等はテレビや新聞で大々的に報道されますが、日本のお膝元で発生している沖縄の基地問題や福島の放射能汚染問題はあまり知らされません。そういう意味で今日の映画は大変貴重な情報でした。引き続き福島の問題や、原発立地地域の反対運動の実態などを知りたい!! (T氏)

牛山先生の病院の屋上のセシウム量が2015年9月の時点で4060ベクレル/Kgと言う数値は驚きです。町田も同じような環境でしょうか?今後の推移を知りたいと思います。(Mさん)



途方もない話ばかり! この問題はずっと付き合っていかなければならないですね。(S氏)

裁判官は何をもって判断をするのか?

井野博満

昨年12月、福井地裁異議審は、高浜原発3・4号機の運転を差し止めた原審決定を破棄し、運転再開を認める決定をおこなった。この裁判に多少なりともかわった一人として憤りを感じる。原発が地震に脆弱だという私たちが法定で述べた主張は全く顧みられず、「安全対策は十分なされている、国の安全審査を通じている」という関西電力の主張を一方的に認める決定だったからだ。

裁判官は何を持って判断を下すのか? 自分の頭で考えて結論を出したのだろうか? 今回の異議審の3人の裁判官は、原審の運転差止決定を受けて、急遽、最高裁から指名されて福井地裁に派遣されたエリート判事だと言われている。裁判官の頭の中では、はなから結論が決まっています。それに沿う理屈を考えていただけではないのか! 福島原発事故の現実から学ばず、お墨付きの「権威ある意見」に寄りかかっただけの保身の姿勢をさらけ出した決定だった。

「科学や技術の素人である裁判官がどこまで原発という技術を理解し、適切な判断ができるのか、そういう裁判で原発が止まったり動いたりしてよいのか」という意見が専門家を自認する人たちから聞かれる。

しかし、原発のような社会的影響の大きい技術の是非は専門家だけで決めるべきことではない。

では、裁判はどうあるべきか。十分に意見が闘わされ、良く考え抜かれた末に生まれる「市民の良心」に基づいた判断がなされるべきである。住民の人格権を第一に掲げた原審の差止決定は、そのような内容を持つものであった。それが覆されてしまったのはいかに悔しい。市民がもっと力をつけて、この国の裁判や政治を変えてゆかねばならない。

(原子力市民委員会委員・東京大学名誉教授

当会顧問 玉川学園在住)

原発川柳

- ◆ 再稼働判決曲げるは出世欲
- ◆ 再稼働フクシマなんてもう昔
- ◆ 帰還とて汚染は基準の20倍
- ◆ 避難指示解除が安堵とはならず
- ◆ 「お墨付き」もらった直後のミス続き

【ご意見ご感想をお寄せください。】

発行：原発を考える会・玉川学園

<http://genpatuwokangaerukai.jimdo.com/>

代表：八木ともみ

kusukusu-tomomo@willcom.com

顧問：藤井石根 井野博満

編集：浦谷捷子(042-723-0979)

眞田さち子 村上功子 桃澤洋子
武内和美